

医師等の免許を持たない者が検査を行い、 商品等を契約させる手口に注意！

1. はじめに

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）に寄せられた相談事例の中に、「指先から血液を取り、モニター画面で見せられ、血液がドロドロ状態と言われた。ブレスレットを 15 分ほどつけてから再度調べられ、血液がサラサラになっていると言われた。その後 4 ヶ月着用したが効果は実感できない」など、業者が簡易な検査等を行い、その結果、不安を煽られた消費者が業者の勧める磁気治療器具や健康食品など何らかの商品を契約したというケースが見られる。

こういった手口に関する相談件数は、1996 年度以降 2007 年 1 月 31 日までに登録された累計で 3,510 件に達しており、年度別にみると 2005 年度（589 件）は 1996 年度（132 件）の約 4.5 倍にもなっている。また、「美顔エステで小鼻の黒ずみを取る施術を受けたが、傷痕が消えない」など、危害を受けた事例も見受けられ、全体の約 12%（423 件）を占めている。

PIO-NET では、本来医師でなければしてはいけないこと（医師法に抵触するおそれのある診察・治療まがいの行為）を、医師でない者が行ったことに関する相談が寄せられた場合に「医事類似行為」というキーワードを付与している。PIO-NET は消費者からの申し出情報をもとに作成しているため、必ずしも「医事類似行為」が付与された事例イコール医師法違反とは限らないが、同法に抵触する可能性のある事例に対しても幅広く付与している。

医師や看護師等の免許を持たない者による医業は、医師法等によって禁止されている。厚生労働省は『ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことである』⁽¹⁾と解しており、医師等の免許を有さない者が血液を採取することや検査結果等を診断することなどは医師法等に違反することになる。

医師等の免許を持たない者の行為により消費者の不安を煽って商品やサービスを売りつける手口は悪質商法そのものといえる。そこで、このような手口を用いた消費者トラブルの現状について分析し、消費者被害の未然・拡大防止に資するため、情報提供する。

(注 1) 厚生労働省「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（通知）」（平成 17 年 7 月 26 日）（医政発第 0726005 号）引用（別添参照）。なお、その他の通知等については厚生労働省ホームページ（<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>）を参照のこと。

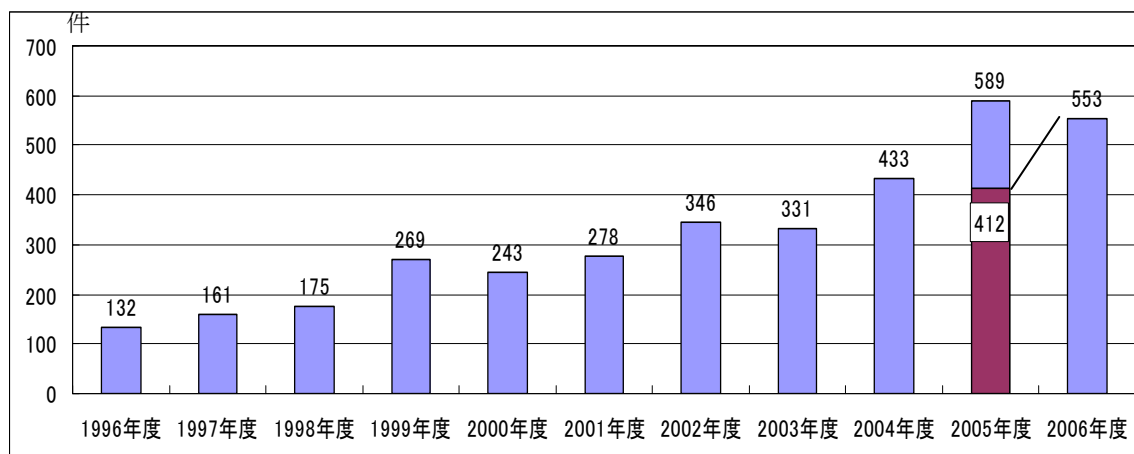
2. PIO-NET でみる「医事類似行為」に関する相談の現状

(1) 年度別相談件数の推移

1996年度以降2007年1月31日までの登録分をみると、「医事類似行為」に関する相談件数は合計で3,510件となっている。なお、2006年度も553件になっており、すでに前年同期（2006年1月31日：412件）を上回っている（図1参照）。

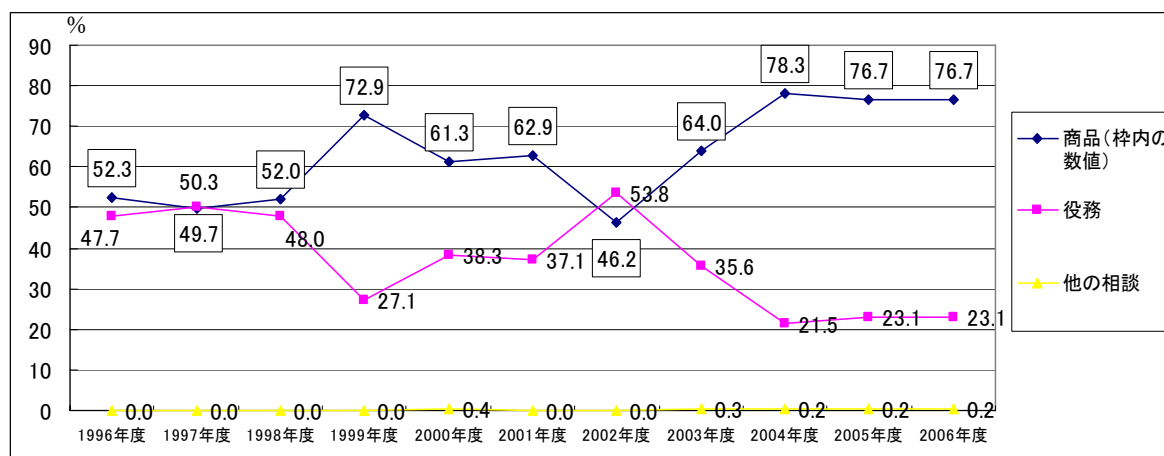
また、3,510件のうち、商品を購入したケースは2,347件（66.9%）、役務は1,158件（33.0%）、他の相談が5件（0.1%）となっており、とくに近年は商品の占める割合が高くなっている（図2参照）。このことから、医師等の免許を持たない者が採血や健康診断等を行い、その結果、不安を煽られた消費者が業者の勧める磁気治療器具や健康食品など何らかの商品を契約させられたケースが多いといえる。

(図1) 年度別相談件数の推移⁽²⁾



(注2) 件数は2007年1月31日までの登録分（以下同じ）。

(図2) 年度別にみた商品、役務、他の相談の構成比の推移



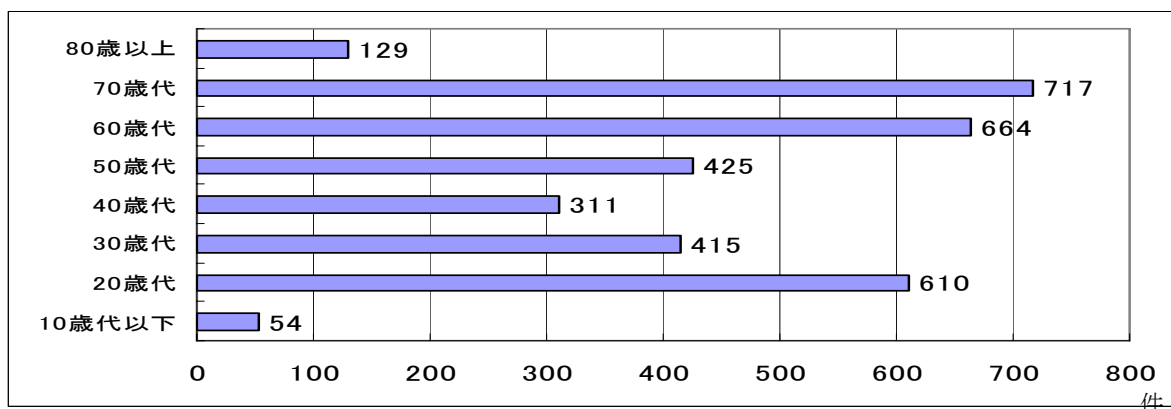
(2) 契約当事者の属性

契約当事者の性別は、女性 2,748 件 (80.6%)、男性 660 件 (19.4%) で、女性の方が圧倒的に多く、この傾向は商品、役務、他の相談別にみても同様である。

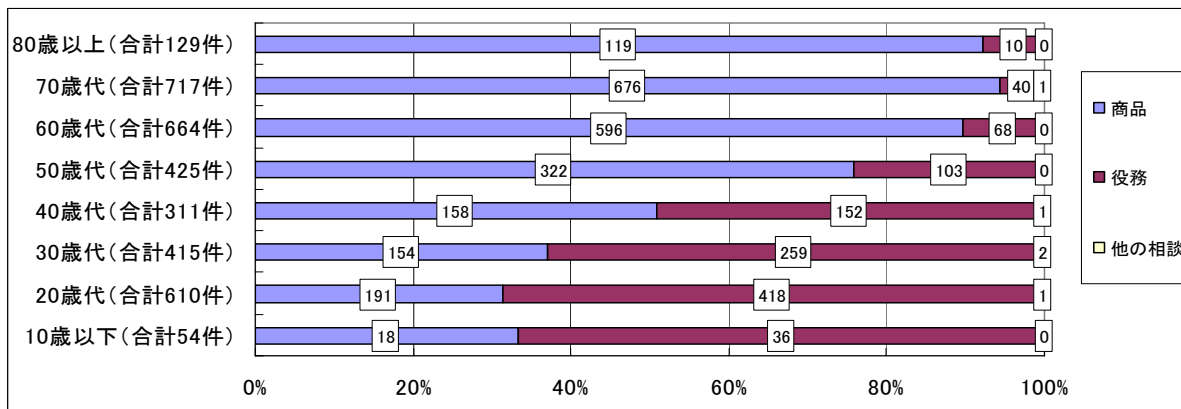
平均年齢は 51.9 歳となっているが、年代別にみると 70 歳代 (717 件、21.6%)、60 歳代 (664 件、20.0%)、20 歳代 (610 件、18.3%) の順となっている (図 3 参照)。これを商品、役務、他の相談別にみると、商品の平均年齢は 59.4 歳、役務の平均年齢は 36.4 歳、他の相談の平均年齢は 42.4 歳となっている。また、年齢が上がるほど商品の比率が高くなっている (図 4 参照)。これらのことから、60~70 歳代の高齢者が磁気治療器具などの商品を、20~30 歳代の若年層がエステティックサービスなどの役務を契約しており、二極化していることが分かる。

職業は家事従事者 (1,107 件、33.7%) が最も多いが、無職 (987 件、30.0%)、給与生活者 (913 件、27.8%) と大きな差はない。商品、役務、他の相談別にみると、全体と比べて、商品では給与生活者 (389 件、17.6%) の割合が減少する一方、役務では給与生活者 (522 件、48.5%) の割合が約半数を占めている (割合はいずれも不明分を除く)。

(図 3) 契約当事者の年代別件数 (全体)



(図 4) 契約当事者の年代別にみた商品、役務、他の相談別割合⁽³⁾



(注 3) 枠内の数字は、商品、役務、他の相談ごとの件数。

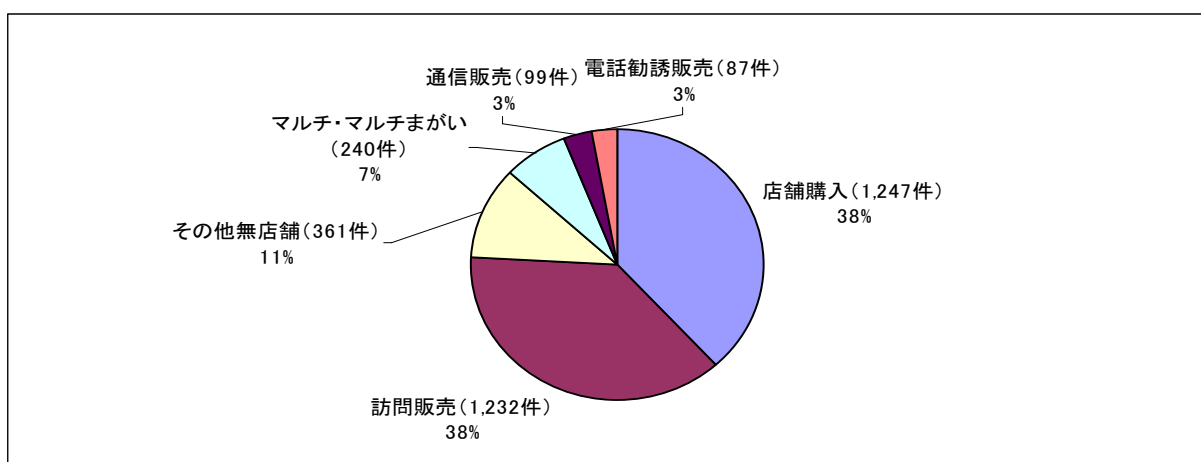
(3) 平均契約金額・平均既支払金額

平均契約金額は約 54 万円、平均既支払金額は約 34 万円となっている。なお、商品、役務、他の相談別にみても、全体の平均契約金額、平均既支払金額と大きな差はなかった。

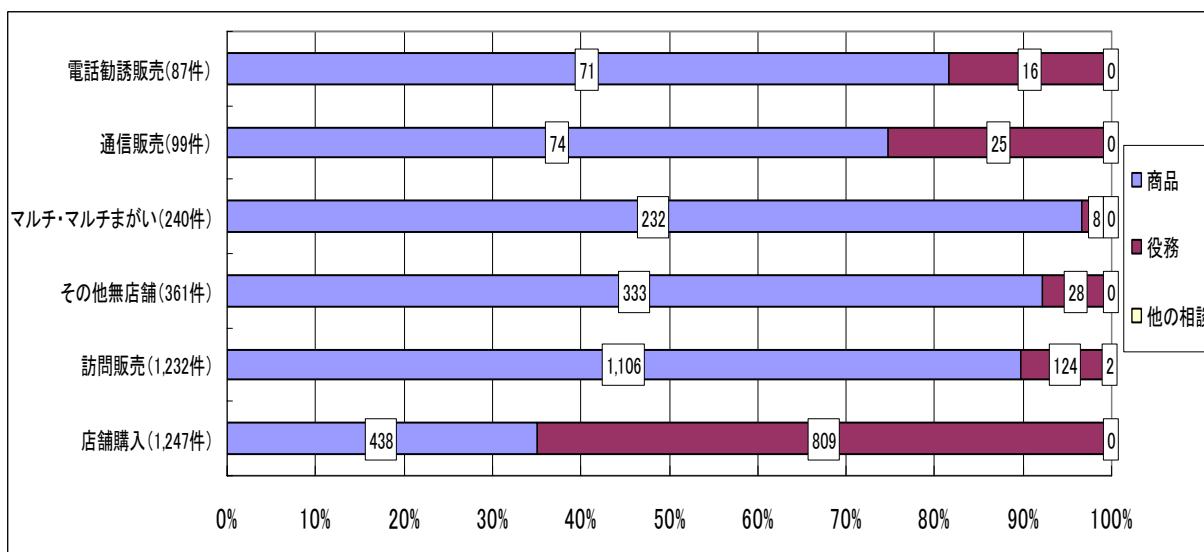
(4) 販売購入形態

店舗購入 (1,247 件、38.2%)、訪問販売 (1,232 件、37.7%) の 2 つで全体の 75.9% を占めている (割合は不明分を除く。図 5 参照)。また、店舗購入のみ役務が 65.0% となっている (図 6 参照)。

(図 5) 販売購入形態 (全体)



(図 6) 販売購入形態ごとにみた商品、役務、他の相談別割合⁽⁴⁾



(注 4) 枠内の数字は、商品、役務、他の相談ごとの件数。

(5) 契約した商品・役務名（上位 10 位）

磁気ネックレスや電気マッサージ器などが含まれる「医療用具」が最も多く、全体の 22.4%を占めている。また、商品・役務名ごとに契約当事者の平均年齢をみると比較的年代が高いが、「化粧品」は 27.1 歳、エステティックサービスが含まれる「理美容」は 31.3 歳となっており、この 2 つは若い年代が多い（表 1 参照）。

（表 1）商品・役務名上位 10 位

	商品・役務名	件数(件)	割合(%)	契約当事者の平均年齢(歳)
1	医療用具（磁気治療器具など）	786	22.4	62.1
2	健康食品	763	21.7	62.0
3	理美容（エステティックサービスなど）	689	19.6	31.3
4	医療サービス	333	9.5	44.3
5	アクセサリ（プレスレットなど）	235	6.7	62.3
6	家具・寝具類（ふとんなど）	161	4.6	61.6
7	化粧品	89	2.5	27.1
8	役務その他	60	1.7	44.8
9	他の保健衛生品（ゲルマニウムなど）	55	1.6	61.2
10	その他（浄水器など）	339	9.7	
計		3,510	100.0	

3. 消費者からの相談事例（括弧内は契約当事者の属性）

【事例1】（磁気の腕輪）

健康器具を販売している店を見ていたところ、「血液を調べませんか」と勧められた。採血して顕微鏡で見て「血が動かない。70歳代だ」と言われた。磁気の腕輪を身につけてから採血され、サラサラになったと言われて購入した（約20万円）。最近、病院に行き検査したところ、血に異常はなく、健康体だと言われ、騙されたと気づいた。

（50歳代、女性、家事従事者）

【事例2】（健康食品）

無料で健康チェックをするという電話があり、自宅に招いた。身体に微電流を通して悪い箇所をチェックすると言われ、やってもらったところ、「1箇所だけ悪い検査値が出た」と言われた。もともと脳梗塞を患い、健康を気にしていたため、血栓を溶かして血液をサラサラにするという健康食品を勧められて飛びついた。しかし、冷静に考えてみると高額な契約（約32万円）であるため、解約したい。

（60歳代、女性、家事従事者）

【事例3】（美顔エステ：危害）

美顔エステで小鼻の黒ずみを取る施術を受けた。施術前、「施術時は少し出血し、かさぶたになるが、痕が残らない」と説明を受けた。しかし、傷痕が消えないのでエステ店に相談したところ、皮膚科の診断を受けるよう言われた。皮膚科では「完治には時間がかかる」と言われた。これからエステ店と話し合うが、どうしたらよいか。

（20歳代、女性、家事従事者）

【事例4】（医療サービス：危害）

インターネットで調べて整形美容外科へ顔の染みを取りに行った。皮膚に直接、機械を当て光で染みを取る方法だった。施術をしたのは医師ではなく看護師らしき人だった。施術中に鼻の上に7ミリぐらいのやけどを負ったが、塗り薬を2～3週間塗るように言われただけだった。病院だから行ったのに誰が医者かもわからず、不審である。

（20歳代、女性、給与生活者）

【事例5】（ブレスレット）

折り込み広告を見て仮店舗のようなところに出向いた。そこでは日用品も廉価で販売しており、2～3日間の営業だったと思う。中性脂肪とコレステロールが高めで不安と伝えたところ、指先から血液を取り、モニター画面で見せられ、血液がドロドロ状態と言われた。ブレスレットを15分ほどつけてから再度調べられ、血液がサラサラになっていると言われた。何人が購入しているのか尋ねたら厚い顧客ファイルを見せられ信用した。血液を浄化するとのことだった。約29万円で購入し、4ヶ月着用したが、効果は実感できない。解約したい。

（70歳代、女性、家事従事者）

【事例6】（ふとん）

新聞広告のチラシを見て格安商品を買に行った。会場で血液検査をされ、血液がサラサラになるというふとん（約58万円）を買った。高額なので解約したい。

（70歳代、男性、無職）

【事例7】（化粧品）

街頭で「化粧品店だ。粗品をあげる」と勧誘され、店に行ったところ、「粗品は商品ではなく、エステ体験だ。当社の化粧品は某有名化粧品店の開発者が開発した」と説明を受けた。エステを体験している際、見ただけで何にアレルギーがあるかわかるという医者のような格好の男性が「ハウスダストと金属にアレルギーがある」と言った。エステ体験終了後、「化粧品を買えばエステが受けられる、化粧品代以外は不要」と勧められ、化粧品セットを契約した（約65万円）が、エステは1回1,000円が必要だった。

（20歳代、女性、給与生活者）

【事例8】（役務その他）

血液を画像診断し体調を調べる無料診断を電話で勧誘された。1度は断ったが、2回目の勧誘で断りきれず営業所まで行った。「分析した結果、脳梗塞、心筋梗塞になりやすい」と言われた。今のうちに治療するよう言われ、鍼・灸・アロマなどの会員制サービスに加入（約65万円）したが、年金暮らしなので、支払う自信がない。

（70歳代、女性、無職）

【事例9】（ゲルマニウムネックレス）

催し物会場に出店していた業者のテントで血液のサラサラ度を測定すると言われて簡単な血液検査をされ、高血圧などに効果があるというゲルマニウムネックレスを勧められた。契約（42万円）したが、クーリング・オフしたい。

（60歳代、男性、無職）

【事例10】（浄水器）

以前、アクセサリ等を購入したことのある業者が来訪した。血液を採取され、顕微鏡で見せられ、「血液の粒がくっついている」と言われた。業者が持参した液体を飲んだあと、再度血液を見せられ、「血液の粒が離れていて、血液がサラサラになった」と言われた。糖尿病なので体に良いなと思った。その液体と同じ効果のある水が出る浄水器（約76万円）が発明されたという話を聞いているうちに、もう一人の販売員が浄水器を取り付けてしまった。その後、病院で血液検査をしたが、よくなっていない。（70歳代、女性、家事従事者）

4. 消費者へのアドバイス

(1) 病院などの信頼できる場所以外で検査を受けないこと

「医師等の免許を持たない者が行う検査を受けたところ、不安を煽られ、勧められた商品・役務を契約させられた」というケースが多く見受けられる。一般的に、病院や診療所等以外の場所や、相手方の対応などで「医師等の免許を持たない者」と推測される場合、検査を勧められてもきっぱりと断ることが肝要である。

慶應義塾大学医学部中央臨床検査部の村田満教授は、当センターのヒアリング⁽⁵⁾に「そもそも血液の“ドロドロ”や“サラサラ”に医学的な定義はない。血液がドロドロかサラサラかの違いは、検査の仕方によっても違ってくる。血液がドロドロだから病気になりやすいという相関関係を示す明確なデータはなく、一般に、何らかの商品を身につけることによって血液の状態が改善することはない」と指摘している。

もし健康に不安を感じるのであれば、まずはかかりつけの医師に相談すべきである。

また、エステティックサービスを受ける場合は事前に施術内容や方法等の説明を十分に受け、疑問や不審点があれば必ず確認することが必要である⁽⁶⁾。

(注 5) 当センターは、商品やサービス等により生命や身体に危害を受けたり、そのおそれがあった情報を全国の危害情報収集協力病院から収集している。その協力病院の医師の紹介を受けてヒアリングを実施した。

(注 6) 当センターが 2001 年 6 月に公表した「エステティックサービスによる危害の現状と安全確保のための方策」も併せて参照されたい。

(2) 契約してしまっても、クーリング・オフ（無条件解約）などが可能なケースも多いので、早めに最寄りの消費生活センター等に相談すること

「特定商取引に関する法律」では、訪問販売などによる取引で、あらかじめ定められた商品・役務等を契約した場合、消費者は、原則として契約書を受け取ってから一定期間の間はクーリング・オフができると規定されている。

また、業者のセールストークや勧誘方法によっては、消費者契約法（不実告知、断定的判断の提供等）等による契約の取消しができるケースもある。

そのため、契約してしまっても諦めず、早めに最寄りの消費生活センター等に相談することが大切である。

5. 情報提供先

- ・内閣府国民生活局消費者調整課
- ・厚生労働省医政局

別添

- 医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について

(通知)

(平成 17 年 7 月 26 日)

(医政発第 0726005 号)

(各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知)

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業(歯科医業を含む。以下同じ。)は、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為(医行為)を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要がある。(以下、省略)

<title>医師等の免許を持たない者が検査を行い、商品等を契約させる手口に注意！</title>